

三宅島産業祭

～第24回三宅島産業祭農産物品評会開催～

今年度の農産物品評会は、野菜62点、果樹33点、花卉8点、合計103点が出品され、各賞の受賞者は以下のとおりとなりました。

〈金賞〉

賞名	氏名	品目
東京都知事賞	岩満 武志	里芋
三宅村長賞	浅沼 始佐子	アシタバ
三宅村議会議長賞	長谷川 万里子	キキョウラン
東京都農業会議会長賞	山本 鶴良	レモン
三宅村農業委員会会長賞	岩満 弥生	パッションフルーツ

〈銀賞〉

賞名	氏名	品目
三宅村商工会会長賞	大年 健士	キュウリ
三宅島漁業協同組合代表理事組合長賞	笹本 準治	ショウガ
三宅島農業振興会代表理事会長賞	岩満 武志	長ネギ
三宅島観光協会会長賞	菊地 なほ子	キウイフルーツ
東海汽船株式会社代表取締役社長賞	浅沼 始佐子	レモン

〈銅賞〉

氏名	品目	氏名	品目
浅沼 哲夫	アシタバ	北川 進男	大根
岩満 武志	キャベツ	高松 良員	パッションフルーツ
岩満 武志	ニンジン	寺澤 睦美	里芋
大年 健士	インゲン	長谷川 万里子	ショウガ
沖山 勝郎	ミカン	三輪 裕子	サツマイモ

〈特別賞〉

氏名	品目	氏名	品目
稲葉 稔	自然薯	岩満 弥生	ブロッコリー



三宅村農業委員会会長賞授与



三宅村農業委員会会長賞を受賞したパッションフルーツ

農業委員会だより

【発行・編集】 三宅村農業委員会
 【発行号数】 第15号
 【発行月】 令和6年1月

謹賀新年

～新年のご挨拶～

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本村農業委員会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の農業を取り巻く状況は、全国的に高齢化や後継者不足による担い手の減少や耕作放棄地など様々な課題をかかえております。

そのような状況のもと、令和5年11月には、悪天候により1日延期となりましたが、例年どおり三宅島産業祭を開催することができました。これも、関係者の皆様のご協力によるもので、重ねて感謝申し上げます。また、農産物品評会展示では、生産に取り組む皆様の新たな農産物への関心と高い技術力に大変驚かされました。その中でも、新たな農産物のレモンが初めて金賞を受賞したことは、村における主要農産物の幅の広がり期待するものであります。

さて、農業委員会では、農地法に基づく売買・貸借の許可、遊休農地の発生防止・解消、担い手の育成・確保対策を中心に取り組んでおります。

今後も、農業者の代表として、より地域に密着した活動に取り組んで参りたいと存じますので、農家の皆様、地域の皆様方のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、本年が農家の皆様にとって、実り多き年になりますことを心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。

令和6年 元旦
 三宅村農業委員会 会長 石井 規久

～農地を転用する際は、農業委員会の許可が必要～

農地は個人所有の財産でありながら、国民の大切な食料等を生産するという公共的役目を有しています。そのため、所有者の個人的な意思のみで勝手に売買や貸借、または農地以外に転用することはできず、農業委員会や東京都知事等の許可が必要となります。



●農地の売買、貸借（農地法第3条）

農業者又は耕作を目的とする者が売買又は貸借するためには、農業委員会の許可が必要です。この許可を受けていない売買等は無効になります。

●自己所有農地の転用（農地法第4条）

農地を宅地、資材置場、駐車場等に転用しようとする場合は、事前に農業委員会に申請が必要です。許可なく転用した場合は罰則があり、場合によっては原状回復の命令などが生じます。

●第三者所有農地の転用（農地法第5条）

自己所有農地の転用と同様に第三者へ売買等する場合は事前に農業委員会に申請が必要です。こちらも許可なく転用した場合には罰則等があります。

～農地利用状況調査を実施～

農業委員会では10月から11月までの2カ月間を農地パトロール月間として、農地の荒廃状況や農地転用の履行状況の確認を実施しました。

その結果、**遊休農地および遊休化の恐れがある**

農地に該当した場合、所有者等に農地の意向について調査を行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。荒廃農地の解消や違反転用等の防止は、農業委員会だけではなく農家の皆様のご協力が必要ですので、一緒に取り組んでいきましょう。

●遊休農地とは

- ①1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない。
- ②周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている。

ストップ!**違反転用**
ストップ!**遊休農地**
ストップ!**不法投棄**

～農地を相続した時には届け出が必要～

農地の相続など農地法の手続きを経ないで、農地の所有者になった方は、その農地を存する市町村の農業委員会に届出（農地法3条の3）が必要です。

～農業後継者対策事業～

●短期農業研修

本年度も「三宅島農業就業体験」として、8月31日～9月3日の3泊4日の日程で行い、1名が参加いたしました。初日は三宅島の概要説明や島内視察、2日目はキョウランの出荷調整作業、アシタバの収穫・圃場管理、3日目はパッションフルーツの圃場管理、野菜の出荷調整作業などを体験しました。最終日には参加者との意見交換会を行い終了しました。



アシタバ収穫



パッションフルーツ圃場見学

●長期農業研修

令和3年12月より1名が三宅島での営農を目指し、農業研修を開始しております。これまでに、アシタバやパッション・キョウラン等の実地研修に励みました。また、東京都島しょ農林水産総合センター三宅事業所や関係団体による座学研修も実施しております。引き続き研修を実施し、三宅島での農業就業を目指し日々頑張っていくしますので、応援のほどよろしくをお願いいたします。